

# 和光市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月27日

条例第10号

改正 平成14年 6月11日条例第26号

平成20年 8月28日条例第37号

平成24年12月20日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、和光市議会議員の調査研究その他の活動(以下「調査研究等」という。)に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、和光市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額20,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月(以下「交付月」という。)に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 一の四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

5 政務活動費は、交付月の末日までに交付する。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が一の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書その他これに順ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書に領収書その他これに準ずる書類を添付して議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第37号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成24年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の規定による政令で定める日(以下、「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の和光市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費(施行日の属する月の前の月分までのものに限る。)については、な

お従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 （会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	調査研究等のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 （交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	調査研究等のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	調査研究等のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究等、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報等を行うために要する経費 （広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政及び政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費 （会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	調査研究等を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究等のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、リース代等）

別記様式（第6条関係）

年 月 日

和光市議会議長 様

議員氏名 印

政務活動費収支報告書

和光市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入  
政務活動費 円

2 支 出

（単位円）

項 目	金 額	内 容
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事務所費		

3 残 額 円